

弁護士法人
赤津法律事務所

環境経営レポート

2025年度（2025年3月1日～2026年2月28日）



～人も自然も輝く未来に～

中小企業ESG経営を
予防法務で支援します

2026年5月10日

ご挨拶



私は子どもの頃、四大公害裁判で被害住民の方々が大企業に勝訴するのを見て感動し、弁護士を志しました。

弁護士として環境問題をライフワークとし、ダムなどの環境裁判や弁護士会の公害環境委員会の活動に取り組んできました。

その取り組みを通じて、地域環境の保全には、地域経済が豊かであることが不可欠であることを痛感しました。

また、中小企業家同友会では、真摯に地域と向き合い、企業づくりに取り組む経営者の方々と知り合いました。

そうして、当事務所の使命は、真摯な経営者に寄り添い、地域経済を担う中小企業の維持・発展を支援することにこそ在る、と思ひ至りました。

当事務所は環境問題に関する見識と実績を生かし、予防法務を通じて、地域を支える中小企業のE S G経営を支援します。

そして、自らもE S G経営を実践します。

2026年 5 月 吉日 弁護士法人 赤津法律事務所
赤津 加奈美



目 次

➤ 事務所概要	・・・ 3 頁
➤ 経営理念・環境方針	・・・ 4 頁
➤ 実施体制	・・・ 5 頁
➤ 環境経営目標と実績	・・・ 6 頁
➤ 環境経営活動（省エネ）	・・・ 7 頁
➤ 環境経営活動（E S G 経営）	・・・ 8 頁
➤ 環境関連法規制等の遵守状況	・・・ 9 頁
➤ 経年データと取組内容（電気）	・・・ 10 頁
➤ 経年データと取組内容（都市ガス）	・・・ 11 頁
➤ 経年データと取組内容（一般廃棄物）	・・・ 12 頁
➤ 緊急事態 訓練	・・・ 13 頁
➤ B C P 事業継続力強化計画認定	・・・ 14 頁
➤ 中小企業 E S G 経営支援	・・・ 15 頁
➤ 中小企業 E S G 経営の普及・啓発	・・・ 16 頁
➤ 環境 N P O 連携	・・・ 17 頁
➤ 環境教育	・・・ 18 頁 ～20 頁
➤ 環境社員教育	・・・ 21 頁
➤ 総括（まとめ）	・・・ 22 頁

事務所概要

(登録事務所の概要)



- ◆事業者名 弁護士法人 赤津法律事務所
べんごしほうじんあかつほうりつじむしょ
- ◆代表者名 赤津 加奈美
あかつ かなみ
- ◆所在地 〒530-0047
大阪市北区西天満 2 丁目 6 - 8
堂島ビルデング 6 1 8 号
- ◆連絡先 ☎06-6366-1003
✉akatsu@akatsu-lpc.jp
<https://akatsu-lpc.jp/>
- ◆事業内容 弁護士業務
 - ◆専門・取扱分野 環境法、行政法、コンプライアンス
民商法（取引 契約 不動産）
会社ガバナンス 労務管理
事業承継 相続 個人情報
- ◆事業規模 弁護士1名 事務局 1 名
- ◇事務所面積 5 1 . 7 0 m²
- ◇事業年度 毎年 3 月 1 日～翌年 2 月 2 8 日
- ◇認証登録範囲 全組織



経営理念

人も自然も輝く未来を創ります。

経営方針

中小企業E S G経営を予防法務で支援します。

行動指針

お客さまに寄り添い、お客さまの立場で考えます。
常に、勉強し、挑戦し、工夫します。

<環境経営方針>

環境法を専門とし、予防法務を通じて、地域経済の発展と地球環境の保全に貢献します。

<環境行動指針>

1. 環境関連法規制や当事務所が約束したことを順守します。
2. 以下について具体的な環境目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ①脱炭素社会のための省エネルギー
 - ②循環型社会のための省資源、廃棄物の削減
3. 環境法と予防法務の知識研鑽に努め、環境経営やコンプライアンス経営の支援、普及、啓発、に取り組みます。

制定日：2005年12月13日

改定日：2016年4月7日

改定日：2021年5月1日

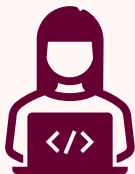
代表社員 赤津 加奈美

実施体制

(役割・責任・権限表)



代表者(代表社員)
赤津 加奈美



環境管理責任者
(事務局)
大川 章江

- ・環境経営に関する統括責任
- ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用時間、技能、技術者を準備
- ・環境管理責任者を任命
- ・環境経営方針の策定、見直し、全従業員へ周知
- ・環境目標・環境経営活動計画書を承認
- ・代表者による全体の評価と見直しを実施
- ・環境経営レポートの承認

- ・環境経営システムの構築、実施、管理
- ・環境関連法規等の取りまとめ表の作成
- ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成
- ・環境活動の取り組み結果を代表者へ報告
- ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施
- ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施
- ・環境経営レポートの作成、公開（事務所に備付けと地域事務局への送付）
- ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
- ・環境活動の実績集計
- ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚
- ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

環境経営目標と実績

項目	年度	2013年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年
		(基準)	(実績)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
二酸化炭素 排出量	総量 (kgCO ₂)	2,041 (100%)	1,268 (62.1%)	1,483 (72.6%)	1,245 (61%)	1,027 (50.3%) ○	1,204 (58%)	1,142 (55%)
電 力	総量 (kWh)	2,845 (100%)	1,946 (68.4%)	1,947 (68.4%)	1,735 (61%)	1,406 (49.4%) ○	1,678 (58%)	1,593 (55%)
都市ガス	総量 (m ³)	400 (100%)	214 (53.5%)	221 (55.2%)	244 (61%)	203 (50.6%) ○	236 (58%)	224 (55%)
廃棄物 排出量	総量 (kg)	46 (100%)	17 (36.9%)	17 (36.9%)	28 (61%)	15 (32.6%) ○	27 (58%)	25 (55%)

*%は基準年度比です。

*水使用量は、共益費に含まれているため把握できません。

*電力の二酸化炭素換算係数は、202年度までは2013年度関西電力の調整後排出係数0.516を使用しています。

2025年度以降は当年度関西電力の調整後排出係数0.419を使用します。

*2025年6月よりビル全棟にLEDが導入されました。

*活動期間を2016年度まで4月～3月にしていましたが、2017年度より事業年度に合わせて3月～2月に変更しています。

*2021年度より、日本国削減目標に合わせ、基準年を2013年に変更しています。

2021年度目標を2013年度比で、電力・都市ガス・廃棄物排出量のいずれも、70%(30%減)に変更しました。

*以降、カーボンニュートラル宣言に沿い、2030年目標を2013年度比46%減と設定したうえ、毎年目標を3%ずつ下げていきます。

上記の数値目標のほか、以下の取り組みを推進します。

- *中小企業ESG経営支援
- *中小企業ESG経営の普及・啓発
- *環境NPO連携
- *環境教育
- *環境社員教育

環境経営活動(省エネ)

(環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の計画)

方針書	取り組み計画	達成状況	評価 (結果と次年度の取組計画)
2-①	電力の削減 - 電子機器の適時更新 - 電子機器の節電モード活用 - 電子機器の不要時主電源OFF - 照明回路3列分割 (不要時消灯) - 晴天日窓際照明列OFF - 不在時不在場所照明OFF - FAX電源を業務時間外OFF	基準年度：2,845kWh (2013年) 目標：1,735kWh 実績：1,406kWh 達成状況：◎	- 電力消費は、照明、電子機器、冷蔵庫です。 2025年6月からテナントビルが照明にLEDを導入されました。 - その際テナントビルにお願いして従前どおり各列分割可能にしてもらいました。 - 晴天時は窓際部分の消灯、不在場所は消灯、デスクライトの活用、での証明の節電は定着しています。 - 電子機器は節電モードに設定し、業務時間外FAX電源オフも、定着しています。 - 複合機はもっぱらスキャン利用しコピー出力はほぼしません。 - 目標達成は証明LED化の効果です。 - 引き続き3%削減します。
2-②	都市ガスの削減 - 冷暖房設定温度28度20度 - ブラインドの活用 - ウォームビズ/クールビズ - 扇風機の導入 - ひざ掛け、室内履き - 執務デスクの夏冬引越し - 遮熱カーテンの導入 - 温湿度計の活用	基準年度：400m ³ (2013年) 目標：244m ³ 実績：203m ³ 達成状況：◎	- 都市ガス消費は空調機 (ガスヒーポン) です。 - 冬20度・夏28度を目安に、羽根の方向調整、こまめな調整が定着しています。消忘れもありません。 - 執務室では、窓際と奥側の2つの机を夏冬で使い分けています。 - 冬は窓側に遮熱カーテンを設置します。 - 温湿度計の活用、服装の工夫に加え、冬は、膝掛けとスノーブーツでウォームビズ、夏は扇風機併用でクールビズ、が定着しています。 - 目標値を達成することができました。 - 次年度も節ガスと快適を両立しながら、更に3%削減します。
2-②	一般廃棄物の削減 - 弁当持参・不要な購入抑制 - データクラウド化 - メール活用 - ペーパーレス複合機 - 新聞電子版 - 書籍雑誌サブスク化 - 原則両面コピー - 事務手順マニュアル化	基準年度：46kg (2013年) 目標：28kg 実績：15kg 達成状況：◎	- 書面や資料はスキャンで電子化しています。 - 連絡はメールを活用しています。 - 民事裁判が今年5月からIT化されます。 - 最近では裁判事件が減り、顧客相談が増えています。 - 両面コピー原則、ミスコピー削減をマニュアル化しています。 - お弁当持参が定着しました。 - プラゴミは分別し、テナントビルの分別に協力しています。 - 書籍等はサブスク化しました。 - 大型モニターやノートとの2画面にも慣れ、文書処理は画面上でしています。 - 目標は達成できました。 - 次年度は目標をさらに3%削減します。
2-②	節水	共益費に含まれているため把握不可	共有水道の利用も節水を心がけ、トイレも無駄な排水はしません。

省資源活動として、グリーン購入及びコピー用紙の削減を行っています。

環境経営活動(E S G経営)

(環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の計画)

方針書	取組計画	達成状況	評価 (結果と次年度取組計画)
3 環境 ESG経営 の 普及 啓発	中小企業 ESG経営 支援	○顧問先中小企業に対して、紛争を予防し裁判を回避するための予防法務を行い、E S G経営を支援しています。 ・日常の経営相談（平日48時間内回答） ・契約書チェック（平日48時間内回答） ・早めに何でも相談できる関係づくりをしています。 ・会社資料を共有しています。 ・積極的な提案をしています。 ・毎年Formsで満足度アンケートを実施しています。 ・経営計画発表会、株主総会、に参加しています。 ・定例面談を行っています。	・環境経営支援をE S G経営支援に拡大しました。 ・顧客とのコンタクト数が増えてきています。 ・アンケートはさらに工夫が必要です。 ・資料共有も更新に工夫が必要です。 ・既存顧客との信頼関係をさらに深め、新規顧客につながるビジネスモデルをブラッシュアップします。
	中小企業 ESG経営 普及啓発	○ホームページにブログ「中小企業のE S G経営を考える」を掲載し、名刺交換した中小企業経営者の方々に毎月1回、メルマガとして配信しています。	・毎月定期発行ができています。 ・「環境経営」を「E S G経営」に拡大しました。 ・読みやすさを工夫しています。
		○中小企業家同友会の会員として、全国協議会では環境経営委員長、大阪同友会では環境経営部会長として、会員の中小企業経営者の方々に、環境経営の普及・啓発の活動をリードしています。	・同友エコアンケートをほぼ全同友会で実施でき、応募数も過去最高になりました。 ・同友エコの特設サイトを中同協で開設してもらえました。
	環境NPO 連携	○NPO-CSCC（土壌汚染コンソーシアム）の会員として、弁護士の知識を生かし、土壌汚染判例の紹介と解説、現場で必要な法律知識のセミナーを行っています。	・今年はP F A S問題に関連して公害紛争処理制度のセミナーを行いました。 ・会内でとても馴染んでいます。
	環境教育	○大阪大学法科大学院の客員教授として、「公法訴訟」で実際に担当した環境裁判について講義しています。	・今年も、永源寺第2ダム事件、もぐれ阪神(阪神なんば線)事件、再エネ設備認定情報公開訴訟、を講義しました。
		○顧問先企業が主催する顧客向け廃棄物セミナーで、『排出事業者責任』を講義しています。	・顧客主催のセミナー（隔月）で、排出事業者責任の普及、啓発、をしました。 ・主催者によると、好評だそうです。
	環境社員 教育	○毎月2回の事務所会議で、環境問題と関係分野の勉強会を行っています。	・事務局の環境問題や情勢に関する知識も増え、E S G経営支援を軸とする経営方針に対し、理解と確信が深まっています。

環境関連法規制等の遵守状況

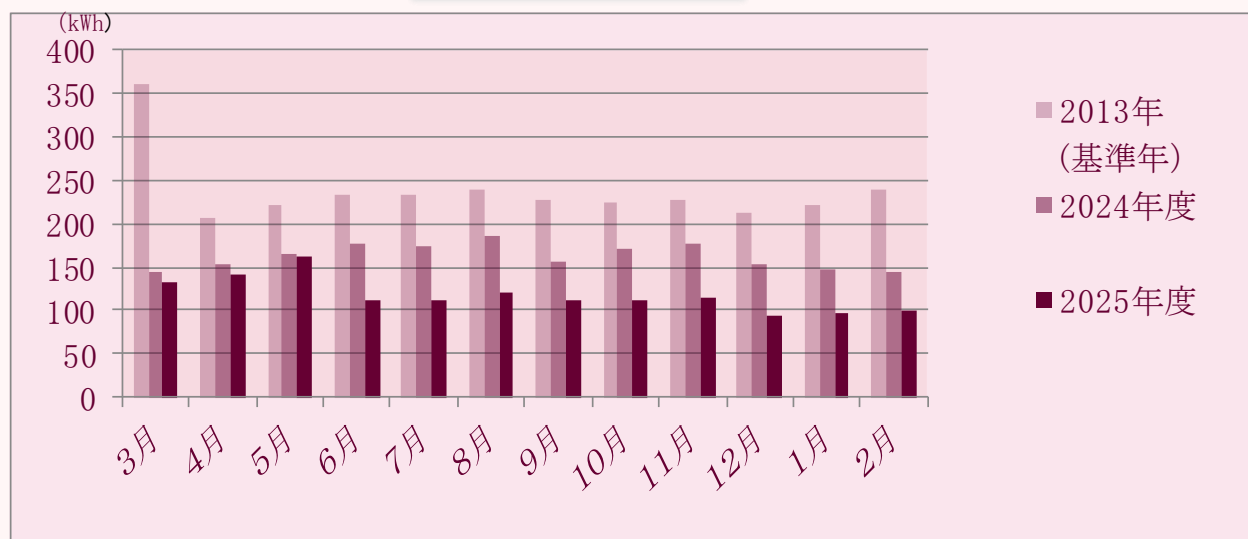
法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	関連条例等による 規制	該当する設備・項目
		(法律、規則、施行令)		
廃棄物処理法	市町村で定める方法に 従い分別	第2条の4	大阪市一般廃棄物 処理基本計画	一般廃棄物
容器包装リサイクル法	市町村で定める方法に 従い分別	第4条	大阪市分別収集計画	容器包装（金属、紙、 プラスチック、ガラス びん、ペットボトル 等）
小型家電リサイクル法	分別し、再資源化を適 正に実施するものに引き 渡すように努める	第7条		パソコン廃棄時
家電リサイクル法	廃棄時に再資源化とな るよう処理	第6条		冷蔵庫廃棄時
その他の要求事項	入居ビル館内細則に 従い分別			一般ごみ（普通ゴミ、 生ごみ、古紙等）

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。

また、過去3年間にわたって、関係当局からの指摘や訴訟もありませんでした。

経年データーと取り組み内容

(電気)



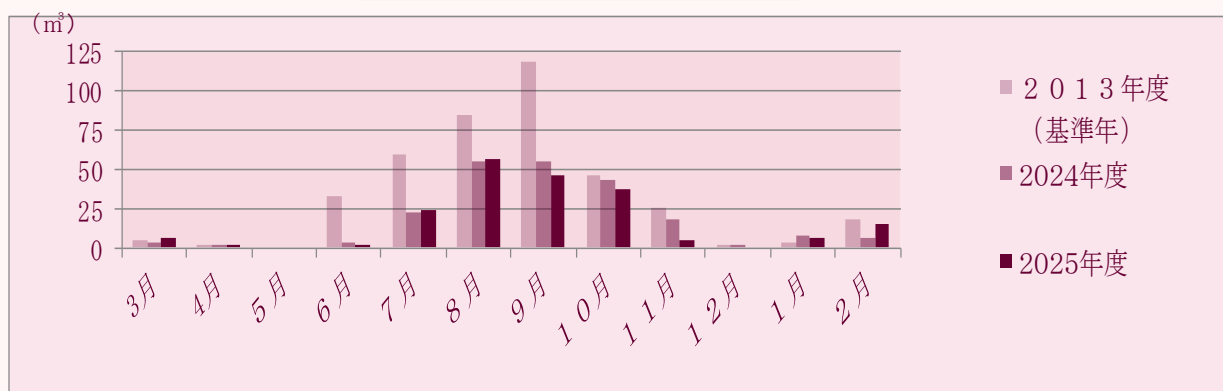
電気 (KWh)			
	2024年度	2025年度	昨年度比率 (%)
3月	143	131	92%
4月	153	140	92%
5月	165	161	98%
6月	178	113	63%
7月	175	112	64%
8月	186	121	65%
9月	157	113	72%
10月	171	113	66%
11月	176	114	65%
12月	152	93	61%
1月	146	96	66%
2月	145	99	68%
合計	1946	1406	72%

- 電力消費の主は照明です。
- 2025年6月にテナントビルがLED照明を導入しました。
- 導入工事に際し予めテナントビルにお願いし、従前どおり分割配電できるようにしてもらいました。
- 晴天時は窓際部分の消灯、不在場所は消灯、デスクライトの活用、での節電が定着しています。
- 電子機器の節電モード、退出時の切電、は定着しています。
- 目標達成はLED導入効果が明らかです。



経年データーと取り組み内容

(都市ガス)



冷暖房ガス (m³)			
	2024年度	2025年度	昨年度比率 (%)
3月	3.2	7	219%
4月	1.4	1	71%
5月	0	0	0%
6月	4	2.8	70%
7月	23.6	23.8	101%
8月	55	57.4	103%
9月	56.2	47	85%
10月	44.6	38	85%
11月	18.3	5	27%
12月	0.3	0	0%
1月	8.3	6	72%
2月	6.6	15	227%
合計	221.	203	92%

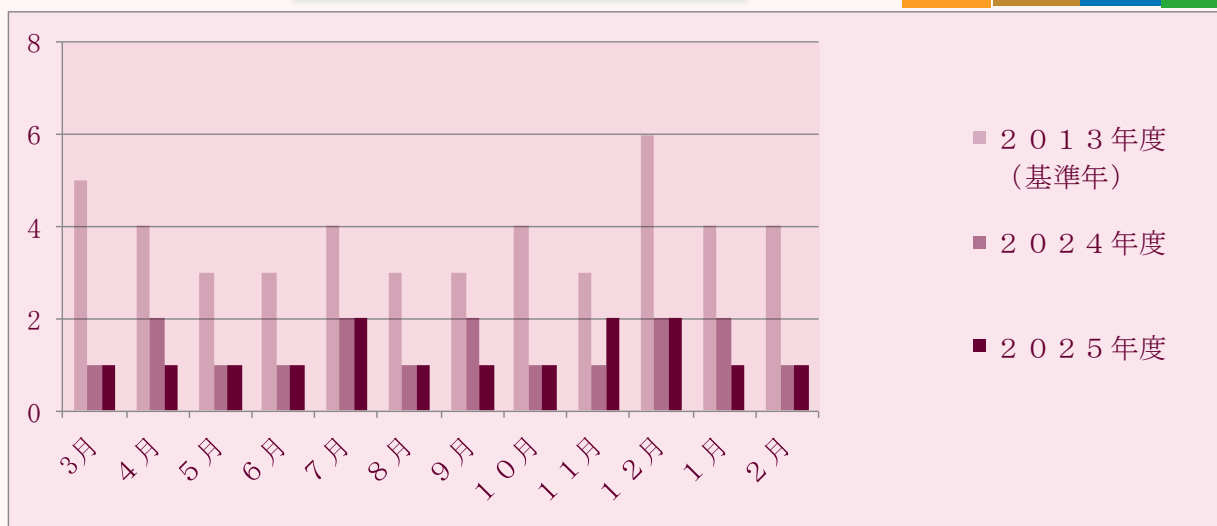
- 都市ガス消費は、ガスヒートポンプ冷暖房空調です。
- 冬20度・夏28度を目安にしています。
- 執務環境を犠牲にせず、臨機応変でこまめな調整運用をしています。
- 帰宅時の消し忘れもなくなりました。
- 執務室は窓による外気影響が大きいので、冬は窓側に遮熱カーテンを設置し、2つの机を夏冬で使い分けています。
- 温湿度計を活用し、ウォームビズ、クールビズを実践しています。



経年データと取り組み内容

 (k, g)

(一般廃棄物)



一般廃棄物（k g）			
	2024年度	2025年度	昨年度 比率(%)
3月	1	1	100%
4月	2	1	50%
5月	1	1	100%
6月	1	1	100%
7月	2	2	100%
8月	1	1	100%
9月	2	1	50%
10月	1	1	100%
11月	1	2	200%
12月	2	2	100%
1月	2	1	50%
2月	1	1	100%
合計	17	15	88%

- お弁当持参が常態です。
- プラゴミを分別し、テナントビルの分別に協力しています。
- 紙の資料、書籍、雑誌は、電子書籍サブスク化や各種メールマガジン購読、メールやスキャンを活用しています。



- 廃棄予定だった2020年購入PCの廃棄は、日本hp社リユースプログラムに協力して処分しました。

CO₂排出削減証明書



片側士法人専出減価率算用 様

計測のやり直しプログラムにご参加いただき誠にありがとうございます。ご返信します。
お客様のCO₂排出削減量について以下の通りご案内致します。

記

貴社文書番号	2025年7月1日(0000)		
製品名	台数	1台あたりの CO ₂ 発生削減率 (g/kg CO ₂ e)	合計 (kg CO ₂ e)
FriDesk 400/G7 SPF	1	246	246
合計	1	246	246

緊急事態 訓練

日 時	2025年10月16日
内 容	火災通報及び避難訓練
試行・訓練の内容	避難訓練・初期消火訓練・消火器取扱訓練・避難経路確認 消防署員による講評
参加者	大川章江(環境管理責任者)
担当部署 責任者	環境管理責任者
試行・訓練結果の評価	3階からの火災発生を想定し避難経路の再確認を行いました。スピーディーかつ効率的に避難するために、日ごろから避難経路をしっかりと把握し、行動することが大切であることを再認識しました。消火器及び屋内消火栓、避難誘導灯、AEDの設置場所の再確認も行いました。屋上にて、消火器取扱訓練を行いました。使用手順を確認し、取扱操作を体験しました。消防署員の方より、火災のみならず昨今頻繁に発生している自然災害についても避難経路及び場所の確認や災害セットの備えなど、日頃から意識し、災害発生時に冷静に行動できるようにすることが重要であると講評して頂きました。
手順書変更	手順の変更必要なし
備 考	



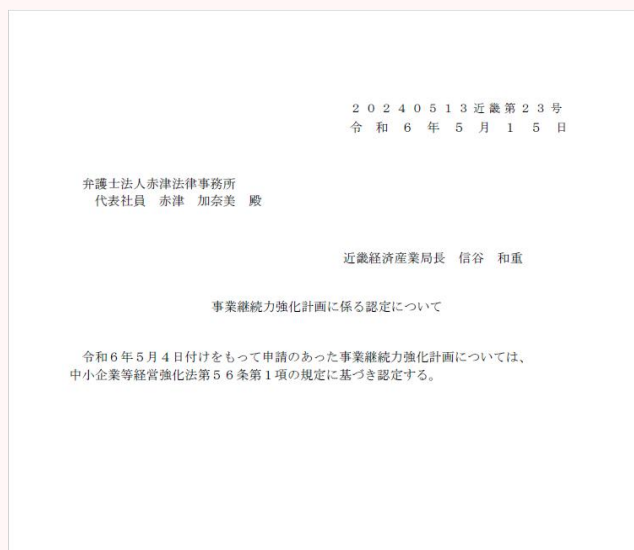
災害発生時に、より迅速に行動できるよう対応(持ち出し)リスト・避難経路図を作成しました。各自目につく場所に置き、日頃から意識するようにしています。

避難経路図 火災時対応リスト	
時間 発生・対応	持ち出し物
9	通報 現金 印鑑 ノートPC 鍵 靴 保存水
15	屋内放送にて 災害発生場所・避難経路 を確認後、速ちに避難
16	
17	
18	宝島ビルディングより赤津先生へ連絡 緊急連絡先 1 宝島ビルディング : 赤津先生携帯 : 大川携帯 :

避難経路図は来客時にも対応できるように、お客様との打合せのお部屋にも置きました。



B C P 事業継続力強化計画認定



認定申請書記載「事業継続力強化に資する対策及び取組」から抜粋

自然災害等が発生した場合における人員体制の整備

- ・クラウド化、モバイル化、で自宅でも業務遂行可能です。

事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入

- ・新たにPC機器を導入しました。

事業活動を継続するための重要情報の保護

- ・業務関連資料はすべてクラウド化し、ほぼ毎日バックアップしています。

中小企業E S G経営支援とは

顧問先さまに、安定して堅実に成長・発展していただくため、経営者に寄り添い、会社ぐるみでお付き合いしながら、コンプライアンスの啓発とともに、紛争を予防し裁判を回避する、予防法務を実践しています。

コンプライアンスの確保
会社資料を共有
迅速で的確な回答

経営計画発表会へ参加
株主総会へ参加
会社行事・イベントへ参加

契約書チェック
日常の経営相談
早めのご相談
積極的提案

定例面談
社内研修
顧客向けセミナー

Forms満足度アンケート



中小企業E S G経営の普及・啓発

『中小企業のE S G経営を考える』ブログをメルマガで毎月配信

2026年2月
「リチウムイオン電池 総合対策パッケージ」

[リチウムイオン電池 総合対策パッケージ - 弁護士法人赤津法律事務所](#)

2025年8月
「国際司法裁判所 気候変動勧告」

[国際司法裁判所 気候変動勧告 - 弁護士法人赤津法律事務所](#)

2025年5月
「下請け法が改正されました」

[下請け法が改正されました - 弁護士法人赤津法律事務所](#)

中小企業家同友会

全国協議会 環境経営委員会
委員長

- ・同友エコアンケートをほぼ全国の同友会で実施できました。
- ・同友エコアンケート応募数も過去最高でした。
- ・同友エコの特設サイトを開設してもらいました。

大阪同友会 環境経営部会
部会長

- ・幹事会を毎月定例開催
- ・EA21・BCPスクール運営



環境NPO連携

NPO-CSCC（土壌汚染コンソーシアム）会員

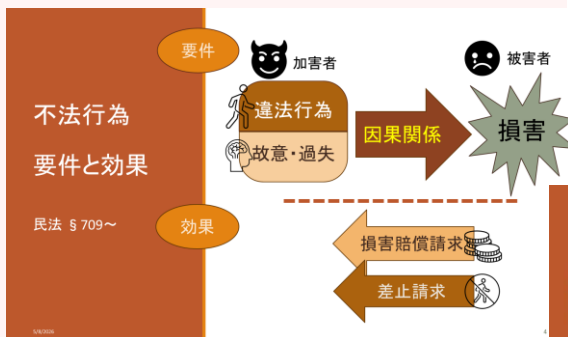


NPO土壌汚染コンソーシアムの会員として、セミナーに参加するとともに、年1回、土壌汚染問題に関係する法律問題や判例についてセミナーをしています。

今年は、PFAS問題に関係して、公害紛争処理制度について講演しました。

公害紛争処理制度

公害紛争処理法



杉並病 原因裁定事件

公調委 H14.6/26 裁定

被申請人：東京都
申請人：周辺住民
対象施設：不燃ごみ圧縮・積替え中継施設
被害：H8.4 操業開始直後から
喉の痛み、頭痛、めまい、動悸等の多様な健康被害
経過：H9.3 換気設備に活性炭フィルター設置
H8.7/18～排水の公共下水道への直接放流を中止
H9.3末 排水処理施設を完成
H8.9 東京都公害審査会に調停を申請 因果関係に争い
→ H9.5/21 公調委に原因裁定を申請
裁定：申請人14(1/18)名に、H8.4～8の期間で、
原因物質を特定することなく、
対象施設から排出された化学物質が健康被害の原因
と認定
その後、公害審査会で調停再開→不調
訴訟では、硫化水素を原因とする健康被害に限り、
損害賠償が認められた



環境教育

大阪大学法科大学院で「公法訴訟」を客員教授として担当しています。
過去に実際に担当した環境裁判から、3つの事件について講義しています。

永源寺第2ダム事件
裁判でダム計画が否定され、
建設を阻止できました



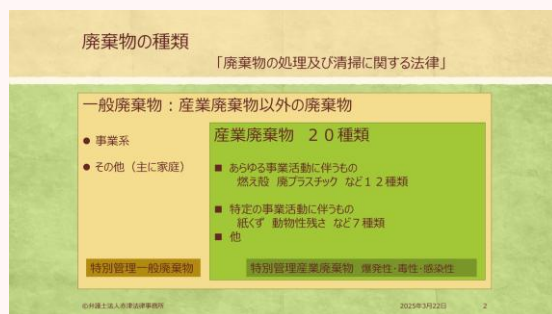
もぐれ阪神
(なんば線) 事件
アセス書の鉄道騒音予測の杜撰さを
裁判所に認めさせました

再エネ発電設備リスト情
報公開訴訟
国と勝訴の和解で、公開項目
を増やしました



環境教育

顧問会社さまのご依頼を受け、同社の顧客向け公開セミナーとして、「排出事業者責任」について、一般の排出事業者さま向けに、隔月で講演しています。



顧問会社さまからも好評で、排出事業者責任が強化されていることなど、一般事業者さまに対する啓発活動にもなっています。



環境教育

ディスプレイ業界団体の顧問をさせていただいています。
下請法の改正を受け、団体の機関誌に、改正法「取適法」の紹介と解説を寄稿しました。



「取適法」今年から適用されています

下請代金支払遅延等防止法(下請法)が昨年、改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称:中小受託取引適正化法、通称:取適法)が今年1月1日から施行されています。

改正の背景・趣旨は、物価上昇を上回る賃上げを実現させるための原資の確保、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるための構造的価格転嫁、価格転嫁を阻害し受注者に負担を押し付ける商慣習の一掃、です。

「下請」という差別的用語を廃したことが何より画期的ですが、主な改正事項は次の5点です。

- ①対象取引に運送委託を追加(物流問題への対応)
- ②規模要件に従業員基準を追加(下請法逸れへの対応)
- ③手形払等の禁止
- ④協議に応じない一方的な代金決定の禁止
- ⑤面的執行の強化

- ①対象取引に運送委託を追加(物流問題への対応)

下請法は、前々改正法の「取適法」の適用(禁止)と、前々改正

③手形払等の禁止

下請法で親事業者の禁止行為は、ほぼそのまま取適法の委託事業者に課され、さらに強化されました。

代金の支払遅延は、受領日から60日以内ですが、従前は、手形払いの場合のサイト日数分は無視されていました。取適法では、手形払いが禁止され、電債やファクタリングも受領日から60日以内の支払期日に全額現金受領できないものは禁止されました。なお、手形制度は来年3月末までに廃止されます。

また、振込手数料負担につき、従前は基本契約書等で予め合意があれば代金差引き支払が許容されていましたが、今後は認められず、減額扱いとなります。

④協議に応じない一方的な代金決定の禁止

下請法でも、買いたたき(市価に比べて著しく低い代金を不当に定めること)が禁止されていましたが、取適法ではさらに、協議に応じない一方的な代金決定の禁止、が追加されました。市価の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保するための新設です。

⑤面的執行の強化

下請法改正部「改正公正取引委員会 下請取適法関係」で書



環境社員教育

●事務所会議 月2回

事務所会議を月2回定例化しています。

- 経営計画の進捗状況の確認
- 環境問題、情勢、法律実務、の勉強会
- 事務処理などの打合せをしています。

- 勉強会は、新聞や雑誌などから記事を抜粋し、読み合わせながら、代表者による解説も交えて、勉強しています。
- 弁護士と事務局の、情勢認識や環境知識の共有に役立ち、事務所の経営指針に事務所全体で確信を深めることに貢献しています。



今年度のテーマ

環境問題

- ・ 外国入土地取得規制
- ・ 脱炭素
- ・ アマゾン違法伐採保険
- ・ 脱炭素

法律問題

- ・ 懲戒事例
- ・ Mints
- ・ 弁護士会広告規定
- ・ 公正証書デジタル化



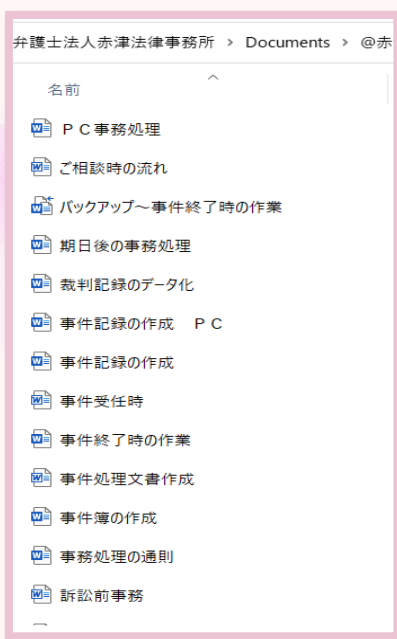
時事問題

- ・ 米国関税
- ・ 米国・イラン・イスラエル情勢
- ・ 終戦スピーチ
- ・ 人口増加
- ・ 軍事費拡大

◆事務処理マニュアル

事務処理マニュアルを実践し、実践に基づいた継続的改善をしています。

事務処理の正確、迅速、効率、に、貢献しています。



総括

(代表者によるまとめ)

当事務所の業務内容も、最近10年以上の間で、事件処理に迫られる状況から、顧問会社さまの日常的な経営相談への対応が中心に変わりました。

この間、コロナ禍を機に、クラウド化に踏み切り、業務処理のデジタル化を進めてきました。

こうして、軸足は一貫して環境への取組みに置きながら、一般事件処理中心から、予防を旨とする中小企業法務へと、発展してこられたと思います。

事務所としての環境への取組みも、省エネはすでに限界に近付いているところ、これからは弁護士事務所としての在り方、特に顧問会社さまとの関係を含めた在り方を模索し、深めていこうと考えています。

環境法の専門知識と経験・実績を生かし、デジタル活用で事務所業務と顧問サービスをD X し、中小企業のための予防法務、中小企業E S G 経営の支援を発展させます。

(代表者による全体の評価と見直し・指示)

環境経営方針	■変更なし	□変更あり
環境経営目標・計画	■変更なし	□変更あり
実施体制	■変更なし	□変更あり

2026年5月8日

赤津 加奈美